

入札監理小委員会
第360回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第360回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年5月19日（火）17:26～19:26

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 事業評価の審議

- 一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）（林野庁）
- 電子商取引モニタリング事業（消費者庁）
- JICAボランティア支援業務（選考支援業務）（（独）国際協力機構）
- JICAボランティア支援業務（派遣前研修実施業務）（（独）国際協力機構）
- JICAボランティア支援業務（派遣前訓練実施業務）（（独）国際協力機構）

2. その他

〈出席者〉

（委 員）

稲生主査、石田専門委員

（林野庁）

国有林野部管理課福利厚生室 竹花室長、浪崎企画官
国有林野部管理課福利厚生室安全衛生班 原嶋課長補佐
関東森林管理局総務企画部総務課安全衛生係 中島係長

（消費者庁）

取引対策課 中嶋企画官、山田課長補佐

（（独）国際協力機構）

青年海外協力隊事務局 岩上次長（総務・企画）

青年海外協力隊事務局選考課 大木課長、今村主任調査役、加藤主任調査役、望戸主任調査役
岩本国内協力員

青年海外協力隊事務局計画課 川村主任調査役

二本松青年海外協力隊訓練所 洲崎所長、

二本松青年海外協力隊訓練所業務課 福田課長

総務部総合調整課 内山主任調査役

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第360回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

- ①「一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）」
- ②「電子商取引モニタリング事業」
- ③「JICAボランティア支援業務（選考支援業務）」
- ④「JICAボランティア支援業務（派遣前研修実施業務）」
- ⑤「JICAボランティア支援業務（派遣前訓練実施業務）」

の実施状況及び事業評価（案）についての審議を行います。

最初に、「一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、林野庁国有林野部管理課福利厚生室竹花室長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしくお願いたします。

○竹花室長 ただいま紹介をいただきました、林野庁福利厚生室長竹花でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、平成26年度から関東森林管理局及び18署等で実施しております一般定期健康診断等についてのいわゆる市場化テストの実施状況等について報告させていただきたいと思っております。

職員の一般定期健康診断等については、適時、適切に実施することにより病気の早期発見、早期治療のみならず、職員自らが検査結果を有効に活用することにより生活習慣の改善を促し、病気を予防することを目的に実施しているものでございます。本業務の市場化テストについては、請負者による安全・安心の確保や業務の実行体制の確保等、業務の質を確保するとともに、事業実施期間を通じ創意工夫等が民間事業者からどのように引き出されたかについて検証などを行うことを念頭に進めているところでございます。

具体的実施状況等については、この後、担当から御説明させていただきますので、御審議いただくとともに、今後の方向性等について御意見などいただければ幸いです。

以上、簡単ですが、よろしくお願申し上げます。

○浪崎企画官 担当の浪崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、平成26年度の実施状況を説明させていただきます。

まず「事業の概要」ですが、本業務は人事院規則及びその関連通知に基づき、一般定期健康診断、特別健康診断及び運動機能検査の各業務について企画立案を行い、関東森林管理局の本局等との総合的な調整、有機的連携を図りながら、業務全体を適切に実施するものでございます。

検査実施場所は、関東森林管理局管内の1都8県に所在します森林管理署等19か所でございます。

受診者数については、一般健康診断については603名、特別健康診断は47名、運動機能検

査は289名でございました。

検査項目については、関東森林管理局の健康診断等の検査要領に定めます項目でございます。

次に、実施状況の1ページのIの3から説明させていただきます。

受託事業者は、一般財団法人産業保健研究財団でございます。

「受託事業者決定の経緯」ですが、入札参加者2者から提出されました提案について審査した結果、2者とも提案書評価基準書にあります基準は満たしていたところでございます。

入札は平成26年5月30日に執行しまして、2者応札の結果、当該産業保健研究財団が落札したところでございます。

次に、2ページ目の「確保されるべき事業の質の達成状況及び評価」でございます。

「確保されるべき事業の質」として求められますのは、「安心・安全の確保」の7項目、及び「業務実行体制の確保」の2項目となっております。達成状況の確認は、監督職員、検査職員が調査しました結果、「安心・安全の確保」の7項目、及び「業務実行体制の確保」の2項目の全ての項目に係る事故の発生回数は0回となっております、確保すべき質の水準は満たしているところでございます。

次に3ページ目のⅢ「実施経費の状況及び評価」でございます。

1の表にありますとおり、25年度の実施経費と比較して、削減額1,192,000円、削減率7%の経費削減があったところです。この7%の経費削減は健康診断等の受診者の減少を含めた数値となっております。平成26年度の延べ受診者数は、平成25年度より減少しているところですが、仮に平成26年度の受診者数が平成25年度と同数である場合であっても、削減額901,000円、削減率5%の経費削減があったと算定されるところです。平成27年度事業においても、引き続き、同程度の経費削減効果が期待できるところであります。また、1者応札でありました24年度の実施経費との比較では、削減額6,070,000円、削減率28%となっております。

更に、これまで一般定期健康診断と運動機能検査を別々の日に実施していたところを、受託事業者の提案により一部の事務所等で併せて実施した結果、当初計画の検査日数を3日間短縮することができまして、健診車移動費等を600,000円削減できたところでございます。

次に、Ⅳの「民間事業者からの改善提案による実施事項」であります。

本業務は定型的な検査項目を検査し、限られた検査スペースでの実施となりますので、改善提案は難しい面がございましたが、改善提案があった事項で実施したものは3点ございます。

1点目は「専用問診票の作成・使用」でございます。

次に、4ページでございます。

2点目は「検査結果の電子データ化」でございます。

3点目は「女性職員への配慮」でございます。

「評価」については、男性職員と女性職員を同一日に集中的に実施する中で、検査実施時におきます女性職員のプライバシーが確保できたところです。また、医師による詳細な問診票に基づくきめ細かい指導・助言ができたところです。

加えまして、検査結果の電子データ化により、検査漏れの確認、集計等を効率的に行うことができ、検査終了時や完了検査時等における事務処理の軽減ができたところです。

次に、V「評価のまとめ」であります。

平成26年度の実施結果については、検査日の遅延や検査漏れ、検査データの修正もなく、円滑かつ適正に実施されておりまして、確保されるべき事業の質として求められる事項は全項目において達成されたと評価しております。

また、受託事業者による効率的な検査実施により、経費の節減効果もあったところです。

事業実施期間を通じて、女性職員への配慮等がなされるなど、受託事業者からの改善提案による取組が行われたと評価しております。

最後に、VI「今後の方針」であります。

事業全体を通じた平成26年度の実施状況は、事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けた事実、業務に係る法令違反行為等を行った事実はありませんでした。

次に5ページでございます。

(2)として、関東森林管理局には、弁護士、税理士、ジャーナリストの外部有識者で構成されます「入札等監視委員会」が設置されており、入札等監視委員会の枠組みの中で事業実施のチェックを受ける体制が整っております。

(3)として、平成24年度以前は1者の応札でありましたが、平成26年度は2者の応札があり、競争性は確保されております。

(4)として、公共サービスの確保されるべき事業の質に係る達成目標については、目標は達成しております。

(5)として、平成25年度からの節減額については、削減額約1,000,000円、削減率7%と、節減されております。平成27年度においても、26年度と同程度の削減が期待できるところでございます。

以上のとおり、本業務については、良好な実施結果が得られており、民間競争入札を終了する基準は満たしていると考えており、林野庁としましては、民間競争入札を終了し、28年度以降の事業実施は、関東森林管理局の責任において入札・契約を実施することとしたいと考えております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について内閣府より説明をお願いします。

説明は5分程度で簡潔をお願いします。

○事務局 それでは、私から内閣府としての評価（案）を御説明させていただきます。

今御説明がありました一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）の業務については、契約期間は26年6月16日から28年2月26日までの1年9か月間。

受託事業者は、一般財団法人産業保健研究財団。

契約金額は、33,767,400円となっております。

「実施にあたり確保されるべきサービスの質」については、ただいま林野庁の方から御説明がありましたとおり、「安全・安心の確保」で7項目、「業務実行体制の確保」で2項目、実施要項で設定されております。

「受託事業者決定の経緯」については、応札者が2者ございまして、最低価格落札方式で評価した結果、価格の低かった業者である一般財団法人産業保健研究財団が受託者となっております。

「評価」についてですが、評価方法については、今御説明がありました林野庁の実施状況についての報告に基づき評価を行うものとさせていただきます。

まず1つ目の項目として、「対象公共サービスの質の確保」については、「安全・安心の確保」、「業務実行体制の確保」について、それぞれ実施要項で設定された項目については、いずれも発生件数は0回で、目標を達成していたと評価できると考えております。

続きまして、「民間事業者からの改善提案による実施事項」については、こちらもただいま林野庁から御説明がありましたとおり、事業者からの専用問診票の作成・使用について提案があったこと。それから、検査結果のデータ化についても対応をいただき、作業の効率化といった面での効果があった。それから、健康診断を実施する中で、女性職員の方々へ配慮するといった部分についても効果が見られたといった点がございまして、民間事業者からの改善提案についても、十分な効果があったと評価をしております。

それから、「実施経費についての評価」ですが、こちらについても直前の平成25年度に比べ、1,192,000円、率にして約7%相当の経費の削減があったということでございます。

「評価のまとめ」については、今申し上げたとおり、質の確保、民間事業者による創意工夫の発揮、経費の削減といった部分で、それぞれ効果があったと評価をしております。

「今後の方針」については、今回が市場化テストの1回目ではありますが、業務改善指示等の措置あるいは法令違反といった行為はなく、あるいは、林野庁さんで外部有識者による「入札等監視委員会」によるチェックを受ける体制が整っている。それから、今回の入札においては、2者の応札があり、競争性は確保されていたこと。それと、4つ目として、確保されるべき公共サービスの質においても、全て目標を達成していた。それから、経費削減の面でも、経費削減効果があったといったことから、林野庁さんのお考えと同様に、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅡ. 1.(1)の基準を満たしており、したがって、今期をもって市場化テストを終了することが適切と考えております。

以上になります。

○稲生主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思いますけれども、石田委員さんいかがでしょうか。

○石田専門委員 林野庁様の3ページの「評価」の最後のところに、業者の提案で、検査日数を3日間短縮することができて、600,000円削減できたという記述がありますが、この600,000円は、その前段の1,192,000円の中に入るのですか、入らないのでしょうか。

○原嶋課長補佐 この600,000円は、もともと26年度に契約した当初計画の価格から600,000円削減できたというものでございます。

○石田専門委員 質問は、1,192,000円を7%削減できたという内訳ではないのですか。

○原嶋課長補佐 内訳ではなくて、1,192,000円については、25年度から26年度の実施経費の削減額が1,192,000円でございます。こちらの600,000円は、もともとの当初予定をしていた価格から、実際に実施段階で600,000円削減ができたというものでございます。

○石田専門委員 よくわからないのですけれども、25年度も健診車移動費は発生していたのですね。

○原嶋課長補佐 はい。

○石田専門委員 それに比べて600,000円減ったのですか。

○原嶋課長補佐 25年度ではなくて、26年度の実施の中です。

○石田専門委員 1,192,000円25年度に比べて減ったわけですね。その大きな要因は何ですか。

○浪崎企画官 各実施の箇所が19か所に分かれておりまして、それに巡回する部分の移動車の経費の部分が主な経費の要因でございます。

○石田専門委員 わかりました。

もしも、同数であったとしても、1,192,000円削減できたという主な要因は、この自動車の移動の日数が少なくなったことが大きいという理解でいいですね。

○浪崎企画官 そうです。

○原嶋課長補佐 補足させていただきますが、本業務の契約方式はいわゆる単価契約をとっており、各検査項目ごとの単価に検査予定人員を乗じた総額をもって入札額とするという契約方式をとっております。したがって、当初、契約をしたときの価格と比べて、実際の健康診断の受診人数の結果によって、実際の実績額との差額が600,000円ということでございます。あくまでも26年度の当初契約した段階との差額が600,000円。25年度との差額ではなくて、26年度の契約の中の当初計画との差額が600,000円ということになります。

○石田専門委員 もう一つ、業者からの改善提案の中で3項目挙げていただいている、女性職員への配慮が入っています。私も女性で大学で健康診断を受けているのですけれども、これは当たり前のことなので、今までやってなかったのかというのが逆に疑問なのですが、今までやってなかったのですか。

○浪崎企画官 おっしゃるとおり、今までもやっております。

○石田専門委員 そうすると、今までもやっていたのであれば、これは新たな改善提案ではないような気がするのです。

○原嶋課長補佐 石田委員の御指摘のとおり、国の職場だけでなく、民間企業等の職場でも当然こうした取組は行われているところですが、今回、入札の実施要項や仕様書の中に、具体的にこういったことをやるということを記載して取り組んだというものではないのですが、契約の際の業者との打合せにおいて、受託事業者からの提案を受け、こうした女性への配慮をすることを明確にして、また、実際やっていただき、検査実施段階でも、そういったことを職員がきちんと確認するといったことをやったということでございます。

○石田専門委員 わかりました。今回は仕様書には特に書いていなかったけれども、これは普通当たり前のことなので、ここに書くかどうかは後で御相談になるかと思うのですけれども、ここに書くと、今までやってなかったのかと逆に驚きます。そうすると、(1)と(2)も、今までもやっていたけれども、仕様書に書いてなくてやることになったという理解でいいのですか。問診票も、普通細かく聞かだろろうかと思うのですけれども、仕様書には書いてなかったけれども、普通やっているからやりましょうよと。この業者でなくても、今までもやってきたことなのですか。それとも、今までの業者はやってなくて、新たにやったことなのでしょうか。

○浪崎企画官 問診票については、仕様書にも示していますが、それより詳細な部分をこの市場化テストの部分で作成・使用したということでございます。(1)です。

○石田専門委員 (1)はそうですね。(2)の電子データ化もそうですね。

○浪崎企画官 これも職員ごとの検査結果という部分は書いてありますが、それ以外の所属別の検査結果とか所属別の検査実施項目ごとの経費の内訳は、今回作成していただいたということです。

○石田専門委員 仕様書には載ってなくて、更に、今までの業者でもやっていなかったことをおやりになったということが(1)と(2)ですね。

○浪崎企画官 そうです。

○石田専門委員 (3)は今までもやっていたことですか。

○浪崎企画官 やっています。

○石田専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは時間となりましたので、「一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきたいと思えます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(林野庁退室・消費者庁入室)

○稲生主査 続きまして、「電子商取引モニタリング事業」の実施状況及び事業の評価(案)のについて審議を行います。

最初に、実施状況について、消費者庁取引対策課中嶋企画官より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしく申し上げます。

○中嶋企画官 消費者庁の中嶋です。よろしく申し上げます。

それでは、お手元にあります資料2について御説明いたします。

民間競争入札実施事業について。事業の内容は、特定商取引を公正にし、消費者等が受けることのある損害を防止するため、インターネット等を利用した通信販売、電子メール広告等も含まれますけれども、それにおける特定商取引法の遵守状況の調査及び執行そのための基礎的、かつ、重要な資料作成を行う。こういう内容です。

①として「E-mail広告に係る調査」。これはどういうものを対象にするかといいますと、一般消費者からの情報と、それから、モニター機をつくりまして、それに届いたメールを調べるということです。具体的にはどういうメールかといいますと、迷惑メールといひまして、何ら関与しないところからいきなり来るというメール、物すごくたくさん来るということで、例えば表示義務がなかったり、誇大広告とか、あるいは、オプトイン違反といひまして、未承諾者に対する電子メール広告の提供があったりするというものに対する調査ですね。どういったところから発信されるのか。

それから、②は通信販売です。主に3種類ありますけれども、インターネットでの通信販売ですね。インターネットサイトで販売する。それから、テレビ通信販売。テレビの中で広告して、電話番号が書いてあったりして「お問い合わせください」とかそういう形での通信販売。それから、インターネットオークションも、個人でやる場合のほかに、大量に出品してやりとりする事業者も入っておりますので、特定商取引法では、それら事業者と見られるものに対する広告の規制を対象にしております。これの2つに係る調査を行いました。

次のページの2ページ目です。

契約期間としては、平成25年4月1日から平成28年3月31日です。

受託事業者としては、一般財団法人日本産業協会です。

決定の経緯としては、基準を満たしていたというところで決定をしております。

2. として「確保すべき質の達成状況及び評価」としては、公共サービスの質を確保するため、実施要項において「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準その他委託業務を実施する者の決定に関する事項」に掲げる体制を整えるとともに、以下の事項を確保することとされている。

ということで、先ほどの「E-mail広告に係る調査」については、(i)から(iv)まででありまして、中国が多いのですけれども、海外発メールの調査、国内から発信されるメ

ール調査、Webサイトの調査、再送信禁止義務違反調査。送られるのを断るというものに対して再度送信されるといったものについての調査。

それから、(二)として、「インターネット等における広告等の調査」。通信販売のときは、事業者名称とか連絡先とかそういったものを記載することが義務づけられていますけれども、そういったものがあるかどうかということです。

「実施体制」としては、受託者は実施要項における必須項目をすべて満たす体制で臨んだほか、加点項目として儲けられた「選定予定の調査員が、過去に消費者保護に関する実務経験を1年以上有しているか」、「選定予定の調査員は、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントまたはそれらと同等の資格を有しているか」についての実績は表の1のとおりということで、次のページの3/10ですけれども、有資格者ということで、平成25年度は調査員従事者数19人、うち実務経験者、アドバイザー14人、19人、消費生活相談員3人という形になっております。26年度は同様に、16人のうち15人、16人、2人という形になっております。

その下の「E-mail広告に係る調査」は、先ほどのモニターについては、64個のモニターを用意してまして、パソコンについては50個モニターアドレスを用意しました。それから、携帯メールも14個用意して、その受信したものの内容を調査して、どこから発信されているのかということについて調べました。

次に②としては、「国内発（オプトイン）メール調査」で、上と同様に、モニターアドレスで受信したメールの内容について見まして、どのように送られているかということ調べております。そこに件数が書いてありますけれども、実施要項における目標値60,000件ですけれども、実際には、25年度1,124,021件、26年度は2,435,636件と、目標値を大幅に上回るというメールを受信して、調査を行いました。

③「Webサイト調査」です。モニターアドレスで受信したメール及び消費者から表示義務違反として情報提供があったメールに含まれるURLを抽出して、着信数の多いものからリンク先のウェブサイトにおける表示を調査した。仕様書における目標値100,000件に対して、平成25年度が100,305件、26年度が100,394件であり、目標値を上回っております。

④として「再送信禁止義務違反調査」で、調査して、25年度は7,462件、26年度4,037件でありました。

次のページ(4/10)は実施要項の調査、それに対しての実績値があります。1の「海外（中国等）発メール調査数」、次の「国内発（オプトイン）メール調査数」は、25年度実施要項では60,000件が実績値は1,124,021件、26年度は60,000件が2,435,636件という形になっております。

次に「インターネット等における広告等の調査」です。「オークション等3事業調査」。先ほどのインターネット通販、テレビ通販、インターネットオークション調査の3つについて、消費者庁から調べてほしいという指示に基づく特別調査と、受託者が独自に抽出したものである表示内容を調査しました。実施項目における目標値8,000件に対して、25

年度が8,275件、26年度が8,341件と目標値を上回っております。それが次のページの5/10で表3にありますけれども、真ん中にあります実施要項の8,000件が右下の数字の25年度は8,275件、26年度8,341件と上回っているということです。

次の(2)の「受託事業者の工夫による改善効果」は、①として「違反サイト発見率の向上」です。消費者庁では、特商法の遵守状況の調査を行っておりますけれども、まず違反しているおそれがある場合には、広告主に対して注意喚起（行政指導）を行っています。それで、インターネット等における広告等の調査では、受託者が調査対象の多くを選択しているが、ランダム抽出であれば報告サイト数に含まれる違反サイトの割合が一定であると考えられるところで、受託者がこれまでの調査をもとに違反の多い通信サイト等を「商品名」や「ブランド名」等で検索して抽出することによって発見率を向上させています。その結果、消費者庁への報告数の上昇幅より注意喚起送信数の上昇数が上回っています。これが表4で、次のページの6/10ページです。一番下の合計欄ですけれども、平成25年度の報告サイト数818件が26年度は1,036件、注意喚起送信数が192件が26年度は注意喚起送信数が397件と、約2倍に増えています。

その下の②の「危険ドラッグ販売調査」は、社会問題化している危険ドラッグについて調査をしております。当初は手探り状態だったこともありますけれども、受託者による効率化の取組として、調査票の見直しや検索ワードの追加等によって、調査期間を27日から6日と大幅に短縮しております。また、通常のE-mail広告の調査にも与える影響を最小限に抑えて、調査実績数の増加にもつながっているものと考えられます。

この結果としては、受託者からの報告を受けた消費者庁としては、インターネットサイト接続業者に対して通報（行政指導）を行い、その結果、サイト閉鎖が増加したりしている結果につながっております。

次の7/10ページは、一番上に5サイトについて消費者庁がサイト名を12月22日に公表するとともに、今年の3月24日に行政処分を行うことにつながっております。

表6では、閉鎖した数が、第1回調査は31件から49件と大きく増えています。

(3)「評価」です。

上記のとおり、平成25年度及び26年度における確保されるべき質の達成状況については、E-mail広告に係る調査、インターネット等における広告等の調査のいずれも実施要項に定める全ての目標を達成しているというように考えます。

また、目標値こそ設定してないものの、本事業の目的が特定商取引法の執行による消費者保護であることを受託者がより理解し、行政指導や行政処分につながる報告が増えたことは、受託者の創意工夫によるものとして評価できると思います。

その下の3.「実施経費の状況及び評価」は、本事業では、平成25年度から予算が3割減されたため、事業内容を見直して目標値を下方修正し、公募を実施しました。このため、平成24年度との単純比較はできないのですが、本事業の契約額は247,800,000円となり、24年度の確定額に比して、1年間で29,742,000円（約26%）経費を削減できておりま

す。

(2)の「評価」です。

事業見直しによる目標値の下方修正の効果もあって年間約29,742,000円(26%)の経費が削減できたことに加え、2(1)「確保すべき質の達成状況」で述べたとおり、経費削減によるサービスの質の低下は見られず、3(1)のとおり調査1件当たりの人件費が下がっていることから、事業全体としてのコストパフォーマンスも大きく向上しているものと評価できると思われます。

4. 「事業の実施状況」について。

(1)「特別調査等に係る業務」

①「消費者庁指示事案」については、消費者庁が特別に調査を依頼することとなっております。これについても対応しています。

次の9/10ページです。「外貨決済表示の適法率向上」として、E-mail広告に係る調査におけるWebサイト調査では、モニター機等で受信するメールの多くを占める「出会い系サイト」のクレジット決済が、決済代行業者を経由する海外決済であることに着目して、広告サイトの対価が決済される外貨表示、または、決済時に為替変動を受ける旨併記された円表示とするよう、販売業者及び決済代行業者に対し行政指導を行い、その適法率は年々向上してきています。

「その他の業務」としては、「迷惑メール対策推進協議会」。「迷惑メール対策ハンドブック」に本事業で得られたデータ等を提供しています。

それから、「LAP10 Tokyo」という催しにもパネル展示を行っております。

「総合評価と今後の事業について」

総合評価は、本事業における民間競争入札実施事業の実施状況については、平成25年度及び26年度において、上記のとおり確保すべき質を十分に達成したほか、消費者庁における特定商取引法に基づく行政処分や行政指導にまで至った事案に係る調査実績が増加したことなど、事業全体として良好に実施されているものと評価できると思われます。

「今後の事業について」

引き続き、27年度についても、質の向上に努めるとともに、削減できる経費は削減する。

28年度以降については、以下のとおり「市場化テスト終了基準」を満たしており、市場化テストを終了することとしたいと考えます。ただし、終了後も公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて培ってきた、公共サービスの質、入札手続き、応札しやすい実施要項を継続し、消費者庁自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくものとする。

以上で終わります。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いいたします。

なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局から「電子商取引モニタリング事業の評価（案）」について御説明申し上げます。

まずは資料Bをごらんください。

先ほど御説明がございましたとおり、業務内容については、電子メール広告を含むインターネット等を利用した通信販売における特定商取引法の遵守状況の調査及び執行のための基礎的かつ重要な資料の作成を行うということでございます。

次に、契約期間については、2ページ目表の中ほどに記載がございますけれども、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

また、表の下のほうに、2「受託事業者決定の経緯」とございますけれども、入札参加者は2者ございまして、いずれも入札資格を満たしており、うち、予定価格の範囲内であった1者について総合評価を行ったところ、一般財団法人日本産業協会が落札者となったということでございます。

「評価」については、消費者庁から提出いただきました平成25年度及び平成26年度の実施状況についての報告に基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、事業の評価を行うこととしております。

まず、サービスの質の確保については3ページ目をごらんいただければと思います。

「実施体制」については、実施要項において必須とされる項目を全て満たすとともに、調査員全員が消費生活アドバイザーの資格を有するなど、事業を着実に履行するための調査員の質も確保しているところでございます。

また、「調査の実施状況」については、3ページ目の表1にございますとおり、確保されるべき質として設定されております各調査の必要件数を全て上回る件数を受託事業者は実施しております。

以上のことから、設定される質についてはすべて達成しているものと評価しております。

次に、実施経費については、3「実施経費についての評価」に記載がございますとおり、1年間で約29,742,000円（約26%）が削減されることとなっております。

なお、御参考として、経費の削減については、予算の削減に起因するところもございませけれども、一方では、4ページ目の表2にございますとおり、実施件数については、従来の実施件数として掲載させていただいた平成24年度と比べて大幅に増加しておりますことから、事業全体としてのコストパフォーマンスは大きく向上しているものと評価しております。

「評価のまとめ」としては、確保すべきサービスの質はすべて達成されていること、また、実施経費についても、経費が削減されていること、さらには、受託事業者による創意工夫が発揮されていることを確認させていただいております。

今後の事業については、先ほど御説明がございましたとおり、法令違反がなかった件、外部有識者による「消費者庁入札等監視委員会」が設置されており、事業実施状況のチェックを受けることとされている点、入札についても2者の応札があり、競争性が確保され

ている点、確保されるべき質について、全ての目標を達成していた点、経費の削減率についても、従来経費から約26%節減されている点を確認しております。

以上の点から、消費者庁の意向も踏まえまして、市場化テストを終了することが適当であるという内容としております。

事務局からの説明は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

私のところでは、資料2の4枚目、表2の中で、平成25年度26年度が、実施要項上は60,000件、2番のところでおプトインのメール調査数を設定しているのですが、これを受託事業者では100万を超える件数を、技術的な進歩というか、ソフトウェアで優秀なのができたとか、何かそういった要因があるのでしょうか。余りにも実施要項を上回っているので、逆に言えば、こんなにたやすくもう今やできてしまうのかという感じもするのですが、その点はどういう分析をされていますか。

○山田課長補佐 本事業を担当しております山田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今の御質問の点ですが、まず大きくメールの調査は、受信するメールを待っているという意味で、ある意味受け身なのです。先ほども御説明しましたように、モニターのアドレスを複数用意しまして、この基準値は最低でも60,000件は受信するような環境を整えてくださいという基準でございます。迷惑メールが送られてくるときは、同じメールが1日に20通30通ある意味では200通300通来るわけです。それをシステムで、同じメールは名寄せをしまして、同じメールは例えば200件300件一つのものとして調査員がその通信販売につながるメールかどうかというのを確認する。そういうことでやっていますので、単純に60,000件が200万件になったからと、それだけの作業量がふえるということではないです。

○稲生主査 逆から言うと、実施要項で書いている60,000件はネットの設定数であって、グロスではないわけですね。同じように、さっき名寄せするとおっしゃったものですから、例えば平成25年度112万件とかありますね。これは112万グロスではなくてネットで112万。実際には1,000万とか2,000万とか来ているけれども、名寄せしてこの件数になっているのですか。

○山田課長補佐 そうではないです。これは名寄せをしてではなくて、その前の3ページに「メールベース」と表現させていただいておりますけれども、要は、何通メールが来たかというのを単純に足し上げたものです。

○稲生主査 グロスの数字になるわけですか。

○山田課長補佐 はい。

その下の「Webサイト調査」には、「ドメインベース」とあります。

○稲生主査 なるほど。これはネットの純粋なものですね。

○山田課長補佐 こちらはメールの中に、要は通信販売に誘因するURLが貼ってあるわけですね。そのURLをそのドメインで名寄せをしまして、その通信販売サイトごとに調査するということです。

○稲生主査 わかりました。

逆に、オプトインのほうは、たまたま引っかけやすいようなものを設定しておくといっぱい来るわけですね。その罠のかけ方が上手だったと言うと、言い方があれかもしれませんが、そういうことになるのですか。そうでもないですか。

○山田課長補佐 これは受け身なので何とも言いようがないのですけれども、ある意味オプトインですから、ネット上にそのアドレスをさらしておくわけですね。そうすると、そこに引っかかってくるメールを我々としては一網打尽にするという形でございます。

○稲生主査 何が言いたいかという、つまり、業者さんの創意工夫みたいなものでこの実績が上回るように、上手にネット上に出していたということで評価していいということなのかどうか、その一点なのですね。

○山田課長補佐 時代によって消費者の方が多く使われるメールアドレス、例えば最近で言ったら、Gmailが多くなってきたとか、スマホでメールを受けることが多くなってきたとか、そういうのに合わせて、そのモニターのメールアドレスも変えていくということですね。

○稲生主査 わかりました。

それから、さっき予算の話がありまして、同じ資料の7ページの3.の(1)ですけれども、「本事業では、平成25年度から予算が3割削減された」がありまして、この見方ですけれども、次の8ページを見ると、契約額のところで見ればいいのでしょうか。例えば平成24年度（参考）に119,000,000がありまして、平成25年度では3か年で247,800,000だから、1年あたりは80,000,000ぐらいになるわけですか。それが3割だということになるわけですか。

○山田課長補佐 そういうことです。契約額ですと26%ですね。

○稲生主査 それが82,600,000になるということですか。

○山田課長補佐 はい。

○稲生主査 済みませんでした。そういうことなのですね。わかりました。

私からは以上です。

○石田専門委員 先ほどの続きですけれども、国内発（オプトイン）メールの調査で、3ページで、モニターアドレスを十二分に用意した結果、増えたのだという表現があります。24年度のモニターアドレスは何個だったのですか。海外のモニターアドレスは64ですね。国内もモニターアドレスは64ですか。それとも、もっと多いのですか。

○山田課長補佐 これは海外用と国内用で分けているわけではなくて、モニターとして64

です。

○石田専門委員 では、②で「モニターアドレスを十二分に用意した結果」と書いてあるので、24年度のモニターアドレスは何個だったのですか。

それと、モニターアドレスの数を決めるのも、業者が決めるのかということです。業者が自らモニターアドレスを十二分に用意した結果なのか、あるいは、仕様書にモニターアドレスを何個にしてよと言ったからなのか。つまり、業者の努力の結果なのか、そうではないのか。あるいは、単純に、今、迷惑メールがものすごく増えているから増えたのか、その辺のことを知りたいです。

○山田課長補佐 それは、数の増加の多くを占める部分は、迷惑メールが増えているという部分はやはり多いと思います。

○石田専門委員 でも、「モニターアドレスを十二分に用意した結果」とあります。

○山田課長補佐 それは先ほどの話にちょっとつながるのですけれども、私も24年度は担当してないものですから記憶してないのですけれども、アドレスの全体数として倍増させているとかということではないです。多分、ほとんど変わらないと思います。要は、アドレスをその時期に合わせて消費者が多く使っているものに変えていく。昔は、例えばPCアドレスを無料のアドレスから、あるいは携帯のアドレスから、最近のスマホのアドレスに変えようと思ったら、要は、スマホの実機も用意しないといけないということで、それなりに事業者としてもコストがかかるわけです。そこら辺の判断を事業の中で、どのアドレスにどれだけのメールが来ているかということから、こういうアドレスを用意しようということを考えてやっているということです。

○石田専門委員 では、モニターアドレス何個というのは仕様書で指示しているわけではなくて、例えば60,000件という目標を達成できるようにモニターアドレスを用意してくださいということが仕様書に書いてある。そしてこれは、業者の努力の結果と言っていいということですね。

○山田課長補佐 そういうことです。

私、今回これだけの数が取れてしまったので、逆に、経費削減のためにモニター機を減らしてもいいと思います。

○石田専門委員 わかりました。

事業の全容がまだよくわかってないのですけれども、例えば調査員の従事者数がこちらに書かれていますね。25年度は19人で、26年度は19人という、この方たちは業者さんの委託されたところに一日ずっと来て、来たものを分析して、ネットで何か入っていつて見るというのを一日じゅう週5で8時間やっているという理解でいいのですか。

○山田課長補佐 基本そうです。人によって週5の人もいれば、週4の人もありますけれども、基本的には、一日モニタリングセンターという箱を設けていただいて、そこにパソコンやら携帯やらを用意して、それで、サイトの状況をチェックするという仕事をずっとやるということです。

○石田専門委員 6ページの注意喚起送信数ですけれども、この委託業者さんが調べた結果、これは消費者庁に報告をしないといけないと言って報告をして、そうすると、消費者庁さんで、更に詳細に詳しく調べて、これは注意喚起しなければいけないという数字が注意喚起送信数ということですか。

○山田課長補佐 おっしゃるとおりです。

まず、通信販売サイトは星の数ほどありますので、その中からこれは違反なのではないかというところをできるだけ広く拾ってきてもらうわけですね。それを我々のほうでもう一回チェックをして、これは違反だろう、これはちょっと違反とは言い難いなというものを我々のほうでもう一回チェックをして、違反だというように我々が判断したところについては、消費者庁の名前で行政指導するということです。

○石田専門委員 それで精度が上がったので、その件数が増えたから発見率が上がったということですね。

○山田課長補佐 そういうことです。

○石田専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間が過ぎておりますので、「電子商取引モニタリング事業の事業」の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（消費者庁退室、（独）国際協力機構入室）

○稲生主査 続きまして、「JICAボランティア支援業務（選考支援業務）」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局選考課大木課長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でよろしくお願いたします。

○大木課長 JICA青年海外協力隊事務局選考課の大木と申します。よろしくお願いたします。

本日は、3点の契約について御報告いたします。「JICAボランティア選考支援業務契約」「JICAボランティア派遣前研修実施業務」及び「JICAボランティア派遣前訓練実施業務」でございます。

まず私から、1つ目「選考支援業務」について御報告をいたします。

事業の概要については、1.（1）のとおりでありまして、ここにあります9つの業務を実施しております。

実施期間については、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間。

受託した民間事業者は、公益社団法人青年海外協力協会。応札については、4者の応札がございました。

2. の「確保すべき質の達成状況及び評価」でございます。

平成25年度、26年度に実施した選考業務においての対象者は第1表、第2表のとおりでございます。長期ボランティアについては、各募集期、春・秋それぞれ2,000名近くの応募者、及び、短期ボランティアについては、年4回各回100名近くの応募者が対象となっております。

今回の評価の目標は、こちらにあります6つの点「選考情報の正確性の保持」、「情報漏えいの防止」、「受験者に配慮する形での業務の実施」、「円滑な二次選考会場運営」、「積極的なコミュニケーション及び円滑な連絡調整の実施」、「これらのサービスの質を確保するための体制の構築」となっております。

一つ一つ説明をさせていただきます。

1つ目の「応募受付業務」でございます。全体的におおむね要求水準を満たしておりますが、平成25年度において、青年海外協力隊（JV）及びシニア海外ボランティア（SV）の春募集の応募受付業務で、TOEIC団体受験の受験案内で書類送付ミスがありました。

これについては、チェック時の確認事項等を明確にすることで、秋募集ともに、TOEIC受験案内に関する送付ミスは発生しておりません。

また、「受験者に配慮する形での業務の実施」で、平成25年度26年度ともに、ここに書いてあります人数の応募書類の不足あるいは記載事項不明者に対し連絡、確認作業を行い、応募書類に正確な情報を反映いたしましたので、特記しております。

2つ目の「一次選考事前準備業務」及び3つ目の「一次選考業務」についても、概ね要求水準を満たしております。「一次選考業務」においては、平成26年度秋募集において、シニアボランティアの一次合否通知に同封する書類に関し、再検査指示書と健康診断書のコピーを間違った送付先に送付するというケースが2件発生いたしました。これについては、封入時のチェックを、確認ペアを変えて2回行うなど同チェックを徹底するようにいたしました。

また、次期実施要項では、「重要度の高い書類（健康診断書等）は誤送を防ぐため、別途、最後に封入する形で、宛先確認を徹底し、送付すること」と規定する予定でございます。

4つ目の「二次選考事前準備業務」及び5つ目の「二次選考業務」についても、概ね要求水準を満たしております。

選考事前準備業務の平成26年度においては、秋募集のシニアボランティアで、語学試験の結果が正確に反映されないまま、面接順番表、資料一式が作成されました。これは、面接当日当方選考課にて資料を差し替えております。

秋募集のシニアボランティアの面接では、直前の辞退や会場変更などの受験者情報が配

付資料に反映されておらず、辞退者の応募者調書がそのまま入っているケースがありましたので、これは直前に差し替えております。

これらに関して、一次合否結果を踏まえて、二次選考資料を作成した段階で、資料の読み合わせをダブルチェックするなど、確認プロセスの徹底を図るよう指示しております。

6つ目の「選考後処理業務」、7つ目の「オファー・繰上対応業務」、8個目の「選考データの管理」、これらもそれぞれ概ね要求水準を満たしております。

オファーについては、特に「受験者に配慮する形での業務の実施」という観点で、平成25年度26年度ともに、補欠者に対する追加の情報提供を行うことによって、協力隊は31件、シニア28件、短期9件の追加合格、26年度は協力隊8件、シニアボランティア24件、短期7件の追加合格につながっておりますので、これも特記してございます。

3.の「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」は、創意工夫の点でございます。これについては、シニアボランティア一次選考における技術審査結果の電子データでの取付を報告させていただきます。

技術専門委員へ電子データで技術審査票を送付し、記入の上、返送という形をとっており、残りの技術専門委員は紙媒体でのやりとりとしておりました。しかしながら、今回より、技術審査票については、暗号化処理した電子データのやりとりをしたところ、技術専門委員にとっても審査時間を確保でき、民間事業者においても、入力作業が大幅に短縮できる結果となりました。

4.の「実施経費の状況及び評価」でございます。

今回、市場化テスト実施前の平成24年度の経費123,216,867円（税抜き）と比較いたしまして、今回の単年度分の人件費は、58,642,650円（税抜き）、配置人数が同じであることから、市場化テストによる経費削減効果が顕著であったと評価できます。直接経費も含めて全体でも経費削減効果が出ていると考えております。

「まとめ」として、TOEIC試験会場の案内ミス、健康診断再検査指示の誤送付、選考会場での資料の配付ミスなどはあったものの、応募者に対して真摯に対応し、最終的な選考情報の正確性は確保し、最終合否発表につなげたことは評価できると考えております。

また、全体的に応募者の側に立っての業務遂行ができていたとも評価しております。

「今後の事業」でございます。

今回、事業全体を通した実施状況は、①から⑤のとおりでございます。

1つ目は、シニアボランティアへの健康診断書の誤送付が2件発生しましたが、本人への連絡、説明等、全て真摯に対応し、最終的に誤送付した資料も回収できました。

2つ目。ボランティア事業は当機構の中期計画中に位置づけられており、本事業を含むボランティア事業の実施状況については、外務省及び外務省独立行政法人評価アドバイザーに委嘱された外部有識者等によるチェックを受ける体制が整っております。

3つ目。今回、4者の応札がありました。一定の者が有利となるような入札要件を付しておらず、広く競争性を確保するための環境は整えられていると考えています。

4つ目。情報漏えいの防止については、問題が発生いたしました。しかしながら、その他の委託業務内容においては、全て確保されるべき質にかかる目標を達していると考えます。

最後に、従来経費からの節減については、事業期間において一定の節減効果を上げていると考えております。

以上のとおり、本事業については、情報漏えいの防止について問題が発生したことから、今後の事業に当たっては、2期目の市場化テストを実施することとしたいと考えております。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。

説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より「JICAボランティア選考支援業務」の評価（案）について御説明さしあげます。

まず事業概要についてですが、事業内容については先ほど機構から御説明がありましたとおり、ボランティア派遣事業への応募者の中から、十分な能力が認められる個人を選考することを支援する業務ということで、具体的には、応募の受付、選考事前準備、それから、一次と二次の選考、選考後の処理、オファー・繰上対応、選考データの管理、その他の業務となっております。

実施期間は平成25年4月1日から28年3月31日までの3年間。

応札者数は4者という複数応札になってございます。

次に、事業実施に関する評価について御説明さしあげます。

まず、確保されるべき質として設定された目標ですが、こちらは6点ございまして「選考情報の正確性の保持」、「情報漏えいの防止」、「受験者に配慮する形での業務の実施」「円滑な二次選考会場運営」、「積極的なコミュニケーション及び円滑な連絡調整の実施」、「これらのサービスの質を確保するための体制の構築」となっております。

確保されるべき質としては、概ね要求水準を満たしているものの、TOEIC試験会場の案内ミス、健康診断の再検査指示の指示書の誤送付、選考会場での資料の配付ミス等の事案が複数発生しておりますので、一部においては目標を達成しなかった部分がございます。

なお、民間事業者からの創意工夫の点ですが、先ほど機構からも御説明がありましたとおり、電子データの活用等による業務の効率化について、民間事業者からの改善提案がなされておりまして、この点については良好に業務が実施されたと考えております。

次に、実施経費に関する評価ですが、本件の実施経費については、単年度当たり5,800万円にして、従来の実施経費、市場化テスト実施前の24年度と比べて6,400万円（52%）の経費が削減されております。

以上から、「評価のまとめ」に移らせていただきますと、確保されるべき公共サービス

の質として設定された要求水準については、概ね達成されており、応募者に対して真摯に対応し、最終的な選考情報の正確性は確保し、最終合格発表につなげることができた点は評価ができます。

また、選考から次の訓練、派遣へと滞りなく進めていくために、応募者一人一人に対し、必要に応じて丁寧なフォローを行うなど、全体的に応募者側の立場に立って業務遂行ができていた点は評価できます。

ただし、TOEIC試験会場の案内ミス、健康診断再検査指示書の誤送付、選考会場での資料の配付ミス等の事案が発生しておりますので、一部において目標を達成することができなかったと伺っております。

今後については、こうした事案の再発防止について、更なる改善策について引き続き検討をいただき、公共サービスの質の確保に取り組んでいただく必要があるかというように考えております。

民間事業者の提案については、先ほど申し上げたような民間の創意工夫が発揮されており、ノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

更に、実施経費についても、従来経費に比べて約6,400万（52%）の削減が実現していることから、経費削減についても達成されているものと評価できるかと思えます。

今後の事業については、先ほども指摘したような点について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

事務局からは以上です。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、事業の実施状況及び事業の評価（案）について御質問・御意見のある委員の先生方は、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○石田専門委員 実施経費の状況について伺いたいのですが、人件費が大幅に減になっていますが、これは仕様書でもともと24年度に要求していたものと違うということがあるのでしょうか。

○大木課長 平成24年度の契約については、この選考に加えて募集の業務が入っております。その分を含めてこの比較表になっております。

○石田専門委員 そうすると、書きぶりとして、募集の業務がなくなったので人件費が下がっているのであって、配置人数が同じであるから削減できて、非常に評価できるというのは誤解を招くような気がするのですが、その辺はいかがでしょう。

○大木課長 おっしゃるとおりでございます。選考の業務だけを純粹に比べた場合の削減率は、現在は手元に数字がないのですけれども、正確に比較する場合は、その募集を除いたところで比較するべきだと思います。

○石田専門委員 これだと、すごく経費を削減できて、非常に市場化テストは効果があったということになりますが、本当なのかよくわかりません。もしわかれば、正確な数字を

入れていただきたい。

あと、4者応札ですけれども、24年度も青年海外協力協会だったのですね。業者は変わってないのですね。

そうすると、業者が変わっていないのに、ケアレスミスといえますか問題がかなり発生しています。その主な理由はこういったところにあるとお考えでしょうか。

○大木課長 人員もそのままの人数でというところは御指摘のとおりだと思います。

今回の選考業務については、いろいろと変更した部分等がありまして、これらに関して、24年度以前もやられていた民間事業者さんではありますけれども、幾つか変更点について若干フォローをする部分でミスが発生した部分はあるかと考えております。

○石田専門委員 逆に伺いたいのは、同じ業者だけれども、前は市場化テストではなかったが、やはり同じ程度のミスはあったのかということです。市場化テストによって質の水準の確保を書き込んだことによって、今までもあったミスが目立っただけなのか、あるいは、いろいろと変更した部分があったので対応できなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

○大木課長 今回のミスの中で、健康診断書の送付ミスがございました。これについては、これまではございません。一方、面接会場における配付ミス等、これらはございました。あと、TOEICの試験については、これは新しく始めている部分がありますので、先ほど申し上げましたとおり、新しい業務に対する不慣れな部分はあると思うのですが、これまで24年度についても、配付ミス等はございましたので、御報告させていただきます。

○稲生主査 そうすると、先ほど人件費が5割減というデータになっていて、ただ、実態的に、比較するところのベースをそろえなくてはいけないので、それはできたらお願いしたいと思います。でも、それを仮にやっただとしても、ざっくりおっしやっただけであれば、人件費は減っているのは間違いのないわけですから、その部分は一応大丈夫そうですか。

○大木課長 そうですね。これは、数字で後ほどお出しさせていただきます。そのほうが正確だと思います。

○稲生主査 お願いします。

つまり、何が言いたいかといいますと、仮に、今5割になっているのが、イコールにすると実は3割減とかになっていて、多少減少幅は下がるかもしれませんが、例えばマイナスになっていると。それは大いに結構だと思うのですが、逆に言うと、新しい業務を入れたにも関わらず、向こうは結構無理してしまったというか、それが実態なのでしょうか。つまり、本当に市場化テストになって競争をかけて、そうすると、今までやっておられたこの法人さんも、もっと気合いを入れて人件費を削減して安い価格でなければ競争に負けてしまうと、やや無理があったというような印象なのかなのですけれども、その点はどうでしょうか。

○大木課長 実際の契約金額については、今回、4者応札してきたということで言いますと、まずは、この契約自体が多くの民間業者にとって応札可能であることがわかると思う

のですけれども、その状況で今回の受託した民間業者が、金額的には非常に頑張ったといえますか、努力をして金額を出してきたと考えております。青年海外協力協会さんの人員が同じというところも先ほど申し上げましたとおりですので、これに伴った質が落ちたかの因果関係は、ここではちょっとよくわかりません。

○稲生主査 そういう意味では、同じ業務で、新しい業務が付け加わってしまったということになるわけですね。

○大木課長 はい。

○稲生主査 そうすると、次回の仕様を考えるときに、ちょっと注意しないといけないということになりますね。

○石田専門委員 募集業務は、今回の市場化テストから外されたのですね。でも、募集業務はされていますね。それはどこがどのようにやっていらっしゃるのですか。

○大木課長 これは契約を切り離したということでございます。

○石田専門委員 切り離して、でも、募集業務はどこがやっているのですか。

○大木課長 募集業務も、今、契約として出しております、民間業者さんの受注で実施しております。

○石田専門委員 切り離したのですね。

○大木課長 そうです。

○石田専門委員 その民間業者さんは、やはり青年海外協力協会ですか。

○大木課長 はい。

○石田専門委員 そうであれば募集業務の金額と足せば比べられるという気がします。今までは、募集業務とこの選考業務と一緒に青年海外協力協会がやっていたと。今回、市場化テストをするにあたり分けたと。分けたけれども、結局、同じところがやっているから、合算してしまえば、本当に24年度と比較すると、直接経費は別にすれば、増えたのか減ったのかはわかりますね。そういうのを出していただけると有り難いです。また、さきほどから何度も申し上げますけれども、今までもミスはあったけれども、見えてなかっただけなのか、今回見えるようになっただけなのか。どうしてこんなにミスがあるのかというその原因を明らかにして頂きたい。次回以降からは気をつけていただけるといことですけれども、真因といえますか、根っこが変わらないとミスはなくならないと思います。今回起きたミスは、きっとモグラ叩きみたいにダブルチェックすればなくなるでしょうが、ほかのミスがもしかしたら出てしまうかもしれないですね。ですから、今回のミスの原因は体制の問題なのか、内部統制というか、何の問題なのか、真因をぜひ見つけていただきたいなと思います。

○大木課長 わかりました。

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「JICAボランティア選考支援業務（選考支援業務）」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

幾つか確認いただく事項がありましたので、事務局を通じてちょっと調整をして、お願

いをしたいと思います。メールで等で我々のほうには送っていただいて、その上で、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いすると、こういう段取りでいかがでしょうか。

○事務局 はい。

○稲生主査 ありがとうございます。

本日はどうもありがとうございました。

続きまして、「JICAボランティア支援業務（派遣前研修実施業務）」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局選考課望戸主任調査役様より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は10分程度でお願いいたします。

○望戸主任調査役 それでは御説明をさせていただきます。

まず資料に従いまして、1. 「事業の概要等」から御説明いたします。こちらですが、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの2つのパターン、それと、それぞれで長期派遣と短期派遣の2つのパターン、組み合わせると4つのパターンが対象としてございますが、この合同研修は首都圏のJICAの施設で5日間行うものですが、主として、青年の短期、シニアの短期という2つのパターンが主な対象者となっております。

青年の長期とシニアの長期の2つのパターンについては、通常は訓練所で訓練を行うのですが、ただし、リピーターの方など条件が合致する人については、この合同研修に参加していただくという仕組みとなっております。技術補完研修は、4つのパターンのうちの青年の長期の1パターンのみが対象となっております、各専門分野の研修を行っていくというものでございます。

実施期間は3年間でございます、受託した民間事業者は、3者応札の結果、青年海外協力協会になってございます。

それでは、2. の評価結果について御説明いたします。

まず合同研修からですが、この表でございますとおおり、25年度は279名、26年度は234名となっております。ちなみに、先ほどの長期のリピーターの方という意味で言いますと、約2割程度が長期で、それ以外の8割は短期が参加していることになります。評価項目と要求水準は5項目設けておりまして、アンケートとテスト結果を用いて確認をしております。

まず1つ目の「スタッフ（民間事業者）の対応」ですが、「適切であった」か、「おおむね適切であった」という4つの段階で、その上位2つの評価を80%の受講者から得ていたかどうかという点を要求水準として設定しておりますので、表のとおり確認いたしました。25年度については、年度平均で見させていただきますと98%、各回についても80%は超えてございます。26年度についても、各回80%を超えておりまして、年度平均でも99.6%という数字になってございます。

次に、2)の「講座の評価」ですが、こちらが評価の対象としてございますのは、民間事業者が講師を務めている、または、講師を選定して実施している講座が今回の評価の対象となっております。それぞれA・B・C・Dの4段階で評価をしております、80%以上の受講者から、A・B上位2つの評価を得ることを要求水準としています。結果ですが、下の表にございますとおり、平成25年度の健康管理・安全管理コースについては、各回80%は超えておりました、年度平均では98.9%と。②としております社会的多様性理解・活用力コースについても、各回80%を超え、年度平均では90.7%になってございます。3ページ目の上の表は平成26年度ですが、こちらについても同様に、各回、年度平均ともに要求を満たしてございます。

次に、3)の「受講者の能力向上」ですが、95%以上の受講者の能力、適性、目標を達成していたかという点を水準としております。そのために、受講者には講座のテスト（優、良、可、不可）及び講座のレポートを実施しております、結果は下の表のとおりとなっております。

平成25年度の健康管理・安全管理コースですが、テストの結果としては、優・良・可がそれぞれ平均で97.5%と、要求水準の95%を満たしております。

その後、各講座のレポートの提出も求めておまして、学んだことがどういう内容であるか、今後、現地でどのように活用していくかという点についてレポートの提出を課していますが、100%の受講者が優・良・可以上となっております。

同様に、社会的多様性理解・活用コースについても、テスト結果は要求水準を満たしております、レポートの評価についても、全員が可以上ということになってございます。

続きまして、4ページですが、26年度の結果になります。こちらについても、各コースともに、テスト、レポートともに要求水準を満たしてございます。

4)の「受講者の安全衛生」については、本業務に起因する傷病等はございませんでした。

5)「業務継続の確保」についても、本業務の不備に起因する業務の遅延等はございませんでした。

続きまして、今回の契約の2つ目の区分になります「技術補完研修」について御説明させていただきます。

表にございますとおり、研修人数は、25年度が492名、26年度が796名となっております。

こちらは5ページ目でございますとおり、要求水準と評価項目は5項目設けさせていただきます。受講者からの技術補完研修の報告書の審査をして、かつ、アンケートに基づきまして評価をしております。その結果については、1)から御説明いたします。

1)「スタッフ（民間事業者）の対応」としては、民間事業者及び講師が目標達成の観点から、ボランティアに対して適切な指導をしていたかということについて、「常にしていた」、「していた」、「余りしていなかった」、「全くしていなかった」の4段階で、80%以上の受講者から上位2つの評価を得ているかという点ですが、平成25年度について、そ

それぞれ80%以上を満たしております、年度平均では93.4%。26年度についても、それぞれ満たして、年度では97.2%となっております。

次に、2)の「技術補完研修の評価」でございます。こちらは受講者自身が技術の経験を補完することができたかという自己評価について、「できた」、「概ねできた」、「余りできなかった」、「全然できなかった」の4段階で、同様に上位2つの評価を求めるものですが、25年度、26年度それぞれ評価水準を満たしてございます。年度平均では92.2%、91.4%という数字になってございます。

続きまして、6ページ目です。

3)「受講者の能力の向上」ですが、研修を通じて、95%以上の受講者の技術力が向上して、適正技術を習得することというのを設けてございます。各専門分野に当機構でアドバイザーとして技術専門委員を委嘱しております、こちらの審査は、研修内容によっては、実際に研修で実技を審査・指導するといった内容もございまして、その結果、全受講者が要求水準を満たしてございます。

4)、5)についても、特段の問題点はございませんでした。

3.の民間事業者からの改善提案については、合同研修は、個別の相談業務を研修時間の合間合間に実施するという事で提案をいただいて、その結果、受講者からは評価を得ております。技術補完研修については、これは報告書のフォーマットをわかりやすくするという点や研修実施場所をこれまで例えば体育研修を首都圏でやってきたものを、講師を依頼しやすい、実施体制が整った地方の大学で実施する。かつ、JICAの地方センターと一緒に実施できるような体制を提案し、実現しているという点もございまして。

4.「委託経費の比較」でございます。前回契約との比較では、人件費ベースで年間5,100,000円(約10%)の削減を実現しております。直接費については、民間事業者の質に起因するということではございませんが、研修人数の増減に応じて変動しているという点に留意したいと考えております。

この点で1点補足させていただきますと、平成25年度の直接経費、平成26年度の直接経費、表のBの②、Cの②については、経費が約1.5倍に直接経費が増加してございます。これは、合同研修のほうで言いますと、JICAの施設でも宿泊施設が使えないときがございまして、その場合は民間ホテルを使っている場合、それと、技術補完研修は、青年の長期の合格者が増加していることに連動して、技術補完研修の研修人数も7ページの表のとおりふえてございます。こちらに従って増えた自然な増加という点でございまして。

最後となりますが、5.の「まとめ」ですが、全体的な評価としては、各項目ともに評価をできると考えております。

「今後の事業」についても、今回、市場化テスト1期目ですが、①から⑤に挙げるそれぞれの項目について満たしていると考えております。

2)、3)ですが、今後は、当機構の責任のもとで、市場化テストを終了して実施させていただきたいと考えてございまして、その場合も質の向上とコストの削減というところについ

ては努力していきたいと考えております。

以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より御説明をお願いします。

説明は5分程度をお願いします。

○事務局 事務局から「JICAボランティア派遣前研修実施業務」の評価（案）について御説明さしあげます。

まず、事業の概要ですが、先ほど機構様からも御説明がありましたとおり、ボランティアの派遣予定者に対する合同研修と技術補完研修、この2つの研修に関する業務が事業内容となっております。

実施期間は平成25年4月1日から28年3月31日までの3年間。

応札者数は3者となっております。

次に、事業実施に関する評価ですが、確保されるべき質として設定された目標については、まずアンケート調査については、4段階中上位2段階の評価が80%以上ということで、調査項目は「スタッフ（民間事業者）の対応」、それから、「講座の評価」となっております。また、「講座テスト・レポート」で、受講者の修了割合が95%以上を目標として設定しております。そのほか、ボランティア候補者の安全衛生、業務継続の確保（中断や遅延、手配漏れの有無）が0回というのを設定しております。

創意工夫に関しては、民間事業者から個別相談会の実施や研修報告書の様式の改善及び研修内容を考慮した実施場所の柔軟な変更等の改善提案がなされており、良好に業務が実施されたと伺っております。

次に、実施経費に関する評価についてですが、こちらは人件費に換算し、単年度当たり48,000,000円で、従来の実施経費に比べ5,100,000円(10%)の経費が削減されております。

次に、「評価のまとめ」に入りますが、確保されるべき公共サービスの質として設定された要求水準については、合同研修、技術補完研修、ともに全ての目標を達成しており、受託事業者は円滑に業務を実施していると評価できます。

また、民間事業者の提案により、先ほど申し上げたような民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

更に、実施経費についても、約5,100,000円(10%)の削減が実現していることから、サービスの質の維持向上及び経費削減の双方の実現が概ね達成されているものと評価できます。

本事業については、市場化テストが1回目の事業ではございますが、事業全体を通して、まずは民間事業者の業務改善指示等の措置はなく、また、法令違反行為等もなかったこと、それから、外務省及び外務省独立行政法人評価アドバイザーに委嘱された外部有識者等よってのチェック体制を受ける体制が整っていること、入札においては3者の応札があり、競争性が確保されていること、対象公共サービスの質に係る達成目標については、全ての

目標を達成していたこと、経費削減において、従来経費からの削減率10%の効果を上げていること。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセスに関する指針の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。市場化テスト終了後の事業実施については、法の対象事業から外れることとはなりますが、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、参加資格、手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、機構様自らが公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

こちらについては、特に問題なく実施されてきたということでございますね。

いかがでしょうか。

○石田専門委員 前回のものちょっと比較して、確認ですが、今回、人件費が下がっていますが、これは24年度と25年度で要求している業務内容は、変わりはないですか。

○望戸主任調査役 基本的には同じでございます。

○石田専門委員 事業者さんが頑張ってきてきた結果という理解でよろしいのですね。

○望戸主任調査役 3者応札ということで、そのように考えております。

○石田専門委員 あと、民間事業者からの提案のところで、体育研修について、場所を地方大学に変更ということですが、これは地方に変更したことによって、研修を受ける方の利便性が下がったということはないですか。

○望戸主任調査役 日本全国からどこかに集まらないといけないという点はございますので、東京か広島かという意味で言うと、参加者の利便性という点では特段問題はなかったと思っております。むしろ、講師の先生方の利便性の向上と、あと施設はすごくいいものになりましたので、そういった点は評価できるのではないかと思います。

○石田専門委員 わかりました。

今回、市場化テストを終了されるということで、これはちょっとお願いですが、確保すべき質の達成状況のところで、全て派遣する前に研修をして、そのアンケートですね。でも、派遣する前に研修をするというのは、派遣したときに、いかに派遣前の研修が実際派遣された時に役立ったのかというところが大事だと思うのですね。ですから、PDCAを回すという意味では、派遣前の直後のアンケートももちろん大事ですが、派遣中か派遣後に、実際にこの派遣前の研修をやったためになりましたかとか、有効でしたかとか、あるいは、派遣前にはこういう研修をやってくれたほうがよかったのかというような声を集めることをして、PDCAを回していただくようにしていただけるとありがたいと思います。よろしく

お願いします。

○望戸主任調査役 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいですか。

では、最後の点については、むしろ、我々からのお願いということでもありますので、前向きにぜひ検討いただければと思います。

全般的にパフォーマンスはいいようですので、終了プロセスということで進めたいと思っております。

それでは、時間となりましたので、「JICAボランティア支援業務（派遣前研修実施業務）」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、確認すべき事柄はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告いただきますようお願いをいたします。

それでは、この件はこれで終了でございます。

続きまして、「JICAボランティア支援業務（派遣前訓練実施業務）（二本松）」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練所洲崎所長より御説明をお願いしたいと思います。

説明は10分程度でお願いいたします。

○洲崎所長 それでは、配付しております資料5に従って御説明させていただきます。

まず最初に、「事業の概要等」でございます。

青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの派遣予定者（以下、「ボランティア候補者」と呼ばさせていただきます）の方々に対する派遣前の訓練に関する業務でございます。

実施期間は平成25年度から3年間。現在も3年目の業務をやっております。

受託した民間事業者は、2者応札の結果、公益社団法人青年海外協力協会となっております。

2.の「確保すべき質の達成状況及び評価」について説明させていただきます。

今回の対象のボランティア候補者については、平成25年度、26年度の2年間について、こちらに記載のとおりでございます。震災後、随分応募者が激減したのですけれども、だんだん回復傾向にあるということで、御参考までに、現在の平成27年度第1次隊は189名が入っております。

ボランティア候補者に対する評価に係る指標の項目としては、記載の6項目を設定させていただいております。そして、この評価の方法については、終了時のアンケート調査及び講座の理解力テストというこの2種類を用いております。

まず、評価項目の（1）の「コースの評価」について御説明いたします。

各コースは分類しますと、6つの種類のコースになるのですけれども、済みませんが、

資料の最下段のところですね。「コースは最位で」と書いてある脱字がございます。「コースは最小単位である講座から構成されている」とお読みください。それらの講座についても、当機構（JICA）が直接講師を務める講座と、それから、民間事業者が講師を務める、または、講師を選定するという講座、こういうふうに二分されます。

評価の対象としては、民間事業者が主として実施する3つのコースになりまして。その3つのコース、それぞれ「活動手法」コース、「社会的多様性理解・活用力」コース、そして、「生活班活動」コースというこの3つのコースになります。それぞれ4段階評価ということで、「達成できた」、「概ね達成できた」等で評価させていただき、ポジティブ評価の上位2つの評価を80%以上ボランティア候補者から得るというのを一つの要求水準として設定しているということです。

結果については、3つのコースいずれについても、80%以上の要求水準を達成しているという結果でございました。

次は、「講座の評価」についてでございます。3ページ目に移ります。

民間事業者が実施した全ての講座について、「講座の進め方」等4つの指標をまず設けまして、それらについて総合的に「大変よかった」、「よかった」、「余りよくなかった」、「全然よくなかった」の4段階でアンケート調査を実施した。その結果、ポジティブの上位2つの評価結果が80%以上になるかどうかということについてですが、これについても、3つのコースに所属する講座群の総合評価結果は、記載のとおり、いずれも80%を高く超えるという評価結果になっております。

また、4ページに、参考までにということで、一部のみですけれども、「体力維持講座」を民間事業者に主体的にやっただけしているものがありまして、念のため、その評価結果もこちらに付記しております。95%程度の非常に高い評価になっているということでございます。

コース及び講座の評価については以上ですけれども、3番目の「スタッフ（民間事業者）の対応」に対する評価でございます。これは、表にあるとおり、実は平成25年度の1次隊と2次隊については、目標の80%に到達しておりません。しかし、その後、急速に改善傾向にありということで、年度平均ということであれば、2年度分それぞれ80%は超えているかなというところがあります。

平成25年度の1次隊及び2次隊について、結果が低めであったことについて、我々なりに分析しますと、シニア海外ボランティアについては、特に訓練日数が65日から35日と大幅に少なくなっている。そのために中のカリキュラムの変更の対応とか、それから、新規の講座の開設、そういうものに対する対応というところがありましたので、その辺での若干不慣れなところがあったのかなというふうに推察するという余地はございます。この辺りについては、後ほどもちょっと補足説明をさせていただきたいと思っています。

次は、（4）「ボランティア候補者の能力向上」で、まさにここが訓練の肝にも当たるところですが、講座等を受けて、ボランティア候補者たちの能力が上がったか、要求され

ている水準に達したかというところについては、一応95%以上のボランティア候補者が訓練修了と認められる能力を有していたかというところですが、テストの結果、これは全員が必要な基準を満たしているという結果になっておりまして、一切問題はないということでございます。

5 ページ目の「ボランティア候補者の安全衛生」という項目は、民間事業者の不手際とか、それから、不備に起因して、ボランティア候補者がけがをしたりとか、病気になったりとかという事実はなかったかという確認ですが、これは一切起こっておりません。

次、6 番目「業務継続の確保」で、民間事業者の不備、不手際に起因する業務の遅延、または、トラブル、事故についても、一切報告はされていないということでございます。

次に3 点目、「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」について説明させていただきます。

民間事業者から積極的な提案があつて、チームビルディングという発想を取り入れた新しい野外訓練の導入が実施されております。これは特に途上国でよく見られる実践的な能力の育成という観点からは非常に高いものと評価されると思っております。

また、民間事業者によりボランティア候補者の安全面を配慮した各種提案がありまして。二本松訓練所では、実際、熊とかが敷地内で目撃されたりとかいうちょっとしたようなこともあったのですが、そういう場合でも、野生動物が近づくのを防ぐようなラジオ放送、それから、外出時に携行するような熊よけの鈴とか、いろいろな現地の方々もやっているような実践的なやり方をすぐ導入するというに加えて、実は集団訓練ではよく陥りがちですが、どうしても学生返りするとか、受け身になって、社会人だったはずの方が言われるがままに動くみたいな傾向に陥りがちのところを、できるだけ彼らの自主性、自立性、積極性を失わせない、更に磨くというような観点から、様々な委員会、または、積極的なセミナーの実施について彼らが働きかけてくれて、候補者たちの活性化、それから、能力向上の役に立っている機会が設けられている点は評価したいと思います。

4 点目、「委託経費の比較」でございます。

こちらは一応表を掲げているのですが、この表を詳しく見る前に、前提条件ということで委員の方々にはきちんと御説明しなければいけないのは、平成24年度の業務実施内容とそれ以降の実施内容には差がございます。先ほど触れたように、シニア海外ボランティアの訓練日数が大幅に少なくなっている点はもちろんですが、それ以外に、語学訓練という業務に関しては、語学訓練の管理業務も平成24年度まではこの契約の中に盛り込んでいたのですが、平成25年度以降は、当機構内での内製化を行った結果、25年度以降の契約の中に語学訓練管理業務は含まれていないということでございます。そういう意味では、純粋に24年度の実績値とその後の実績値を比較して、これだけ市場化テストで安くなりましたというような見方はできないということをはっきり申し上げたいと思います。

しかしながら、細かい数値的な根拠はございませんけれども、幾つか業務内容が少なくなった分の人件費の削減は我々もうなずけるところがありますが、ここまで大きく減額に

なるというところについては、私どもはこれが理由であろうかという明確なものを出せないほど、正直なところは若干驚いているところもございます。

5. 「まとめ」でございます。

「全体的な評価」については、契約開始直後の平成25年度の1次隊、2次隊における「スタッフの対応に対する評価」については、目標の80%に達していないというものはあったものの、不慣れなところ、そういう事情等を勘案し、そして、少なくとも2年間を見たときには、おおむね要求水準を満たし、円滑な業務を実施していると評価できると我々は判断をしております。

そして、「今後の事業」に関しては、まず状況として我々が確認しているところとしては、実施期間中、民間事業者が法令違反等の不適切な行為を行ったということ実績はまずないということ。それから、先ほどの別の説明でもあったのですが、ボランティア事業自体が、外務省及び外務省が指定している外部有識者等によるチェックを受ける体制がしっかりなっているということ。それから、25年度以降の契約については、複数2者の応札が実際にありということで、競争性も確保する環境はできているのではないかと。それから、対象公共サービスの確保されるべき質の点についても、概ねうまくいっているということ。それから、軌道に乗せるための業務初期の段階に発生している若干の足りないところについてのその後の改善については、それなりに評価できるのではないかとということ。それから、最後のところは、申しわけないです、表現が不適切かもしれませんが、従来経費からの節減については、事業期間において、数字の上では85,000,000円程度の減額になっている。ただし、これは先ほども申し上げたのですが、市場化テストによって85,000,000の削減ではなくて、様々な要因と努力、それから、内製化等も含めてのところでのこれだけの減額が上がっていると御理解ください。

以上に鑑みますと、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしているのではないかとということがございます。

しかしながら、私どもとしてはちょっと考えなければいけないのが、実際に、より多くの新規参入者を呼び込むためには、必ずしも契約の初期において高いハードルを掲げるということは好ましくないという観点からしますと、実は既に御報告している駒ヶ根の事例もそうですけれども、どうしても体制を新規にするとか、新しい制度を入れた直後の対応で80%を求めるのは過酷かもしれないというのは経験上ちょっと感じております。

ただ一方で、私ども訓練所といたしましては、だからといって訓練の質を下げることにも非常に抵抗があるというところで、この辺の兼ね合いについては、例えばハードルとしては80%ではなくて、契約当初のところについては少し勘案して下げること検討しつつ、しかしながら、実質上大きな影響が出ないように、我々として、例えば契約開始準備期間を長く設けるとか、それから、我々が得たような教訓はよりきめ細やかに請負業者にお伝えするとか、そういうような工夫の余地があるのかなということ、そのところはしっ

かり考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、仮に市場化テスト終了ということで御判断いただく場合でも、これまでの御指摘とか、それから、第三者からのいろいろな御意見をいただいているところを踏まえて、公共サービスの質の維持、改善、実施期間、入札参加資格等、いろいろな入札に係る手続、情報開示、また、公共サービスの質の向上とコストの削減については、これからも我々は自発的にしっかりとやっていかなければいけないと考えております。

御説明は以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。

説明は5分程度で、簡潔をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より、「JICAボランティア派遣前訓練実施業務（二本松）」の事業評価（案）について御説明申し上げます。

まず事業概要ですが、事業内容は、二本松の訓練所におけるボランティアの派遣予定者に対する派遣前訓練業務となります。

実施期間は、平成25年4月1日から28年3月31日までの3年間。

応札者数は2者となっております。

事業実施に関する評価ですが、確保されるべき質として設定された項目については、まずアンケート調査ということで、4段階中上位2段階の評価が80%ということで、調査項目は、「コースの評価」、「講座の評価」、「スタッフ（民間事業者）の対応」の3点となっております。

このほか、「講座理解度テスト」として、候補者の訓練修了割合が95%以上。

「ボランティア候補者の安全衛生」、それから、「業務継続の確保」については特段支障なくというのが目標として設定されております。

結果については、修了アンケート調査で、「スタッフ（民間事業者）の対応」が、契約開始直後の25年の1次隊、2次隊において、要求水準を若干下回ったものの、訓練内容や日程の変更等の刷新により、年度初期に運営上不慣れな面があったという理由と推察され、それ以降は継続的に高い評価を得ております。

そのほかの質についても全て達成をしており、総合的に見ると、受託事業者は円滑に業務を実施していると評価できます。

次に、創意工夫に関しても、民間事業者から新たな訓練の導入やボランティア候補者の安全面に配慮した取組及び自主的な運営委員会の設立等の改善提案がなされ、良好に業務が実施されております。

次に、実施経費に関する評価ですが、単年度当たり68,000,000円であり、従来の実施経費、こちらについても、先ほど機構からも説明があったとおり、業務量の変動等も含まれますが、82,000,000円（54%）の経費が削減されております。

次に、「評価のまとめ」として、公共サービスの質として設定された要求水準のうち、

契約開始当初の実施時期の25年の1次隊、2次隊において、一部の評価に水準に満たない点がありましたが、それ以降、ほかのサービスの質については達成されており、受託事業者による業務は円滑に実施されていると評価できます。

また、民間事業者の提案も行われており、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費についても、54%の削減を実現しております。

「今後の方針」については、この事業は市場化テスト1期目の事業ですが、事業全体として、業務改善指示等の措置がなく、また、法令違反等の行為もないこと、それから、外部有識者によるチェック体制を受ける体制が整っていること、2者応札により競争性が確保されていること、及び公共サービスの質については、一部評価結果は水準に満たない点がありましたが、民間事業者の改善により、それ以降は継続的に高い評価を得ており、総合的に見ると、円滑に業務を実施していること、経費削減においても、削減の効果を上げていること。

以上のことから、本事業については、終了プロセスの指針の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。市場化テスト終了の事業実施について、法の対象外となるものの、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきたサービスの質、実施期間、参加資格、手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、機構自らがサービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思っております。

以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について御質問・御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

この事業も今までと同じ社団法人が受けておられていたということでもいいのですか。

○洲崎所長 はい。

○稲生主査 わかりました。

そうすると、中身が変わったとか、期間が短縮化したとか、こういったようなことで、立ち上がりのときは、指導する側も若干混乱があったというようなことなのでしょうか。

○洲崎所長 推察の域ではございますけれども、恐らくそうではないかと考えられると思っています。

○稲生主査 シニアボランティアの日数が65日から35日になるけれども、訓練内容は同じですか。つまり、詰め込まれた感じになったというイメージですか。

○洲崎所長 詰め込まれている部分と、それから、ぱっきり切ったという部分と両方ございます。

○稲生主査 両方という感じですね。わかりました。

いかがでしょうか。

○石田専門委員 既に御報告いただいたときにお話しいただいておりますが、24年度と業務量が違いますので、終了に当たって、経費が本当に削減になったのかどうか、難しいとは思いますが、可能な限り、内製化した語学訓練を抜いたら、更に65日が35日になった影響を抜いても経費が削減になっていることがわかるように入れ込んでいただけたらありがたいと思います。

○洲崎所長 かしこまりました。完全な数値を出せるかどうかというのは、今ちょっと確認はございませんけれども、おおよそこのぐらいと思われる程度のところは確認したいと思います。

○稲生主査 よろしいお願いいたします。

ほかにはよろしいですか。

○石田専門委員 はい。

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「JICAボランティア支援業務（派遣前訓練実施業務）（二本松）」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 今、御指摘の点については、機構のほうで作業していただき、また、先生方に見ていただきたいと思っております。

○稲生主査 それでは、よろしく申し上げます。

事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、調整というか、JICAと情報を若干御調整いただいて、整理した上で、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。